

国立大学法人 京都大学 教職員倫理規程 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略) (倫理監督補助者への委任) 第16条 倫理監督者は、倫理監督補助者を置き、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。 <u>(利益相反行為の防止等)</u> 第16条の2 この規程に定めるもののほか、利益相反行為の防止等については、京都大学における教職員等の利益相反行為の防止等に関する規程（平成18年達示第76号）による。 (後略)</p>	<p>(倫理監督補助者への委任) 第16条 (同左)</p> <p>附則 この規程は、平成26年1月21日から施行する。</p>